平成２８年（フ）第１１号
石川県小松市今江町８丁目202番地
債務者　大村美恵子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２８２号
福井県坂井市坂井町上兵庫第70号27番地１
債務者　大嶋　健一
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
福井市花堂中１丁目13―21　ベルトピア花堂中206号、住民票上の住所福井市新田塚２丁目21番24号
債務者　熊田　夕佳
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６７７号
神戸市長田区腕塚町５丁目５番１―1111号、前住所兵庫県西宮市上田中町18番２号、前々住所静岡県浜松市中区元浜町166番地（シティプレイス709）
債務者　加古　雅成
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０８号
兵庫県西宮市段上町６丁目15番５―103号、前住所神戸市兵庫区羽坂通３丁目１番５号（本郷マンション301）
債務者　菅原　正人
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０９号
兵庫県西宮市段上町６丁目15番５―103号、前住所神戸市兵庫区羽坂通３丁目１番５号（本郷マンション301）
債務者　菅原　愛子（旧姓内川）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２００号
神戸市兵庫区東出町３丁目23番６号　中央ビル403
債務者　田中　裕美（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９３号
名古屋市守山区瀬古東３丁目117番地　アメニティ103号
債務者　斉藤　あや
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９１号
神奈川県平塚市横内3273番地の５
債務者　楢山　忠義
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９６号
神奈川県厚木市上依知1035番地３　ペルソンヌ上依知Ⅱ　202、前住所神奈川県伊勢原市串橋652番地の１　（株）コクエー内
債務者　吉原　千浩
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２１５号
青森県むつ市柳町４丁目10番８号
債務者　澤田　直子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
青森市久須志２丁目５番２号　コーポ久須志７号
債務者　佐々木英雄
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
青森市久須志２丁目５番２号　コーポ久須志７号
債務者　佐々木けさ江
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
青森県上北郡東北町字塔ノ沢山308番地25
債務者　沼山　瑞希
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
神奈川県横須賀市野比２丁目39番40号　コーポ野比104
債務者　古田　洋司
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２４号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目６番３号　ハイツ相川101
債務者　山本　直子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１１５号
神奈川県厚木市森の里５丁目９番２号
債務者　梅都健太郎
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部